

広報きたうら



No. 191

昭和52年6月25日発行・発行と編集
茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915-2111

「良識の票が生み出す参院選」

- 投票時間は、午前7時から午後6時まで。
- 地方区と全国区の投票があります。
- 投票の順序は、地方区が先で、全国区は後です。
- 投票用紙は、地方区が薄い黄色の紙に黒刷り、全国区は白色の紙に赤刷りです。

7月10日は参議院議員通常選挙です



どうですか、体の具合は

中旬に、老人福祉センターで、老人健康診査を行いました。血圧の高い方が多く、糖尿病が増えています。現在何らかの病気で治療中の方が四割くらいおり、武田地区の方が一番多く病気にかかっています。この診査は年一回行っており、下旬

にある老人クラブの旅行にそなえ、その前に行なったものです。村では他に、老人クラブへの助成やホームヘルパーによるねたきり、独居老人への家庭奉仕などを行い、健康で楽しい生活が送れるよう事業を行っています。

「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」が定められ、すでに地下水を採取している人、これから採取する人で、次に該当する場合は、知事に届出、または許可を受けなければなりません。

①対象となる地域
鹿行・県南・県西の各市町村です。六月一日に指定になりました。

②届出・許可を必要とする場

15才以上の労働力は……

・就業者数	6314人 (6365)
主にしごと	5870 (5030)
家事のほかしごと	417 (1279)
休んでいた	27 (47)
完全失業	47 (37)
・非労働力	2161人 (1783)

15才以上で仕事をした人 (6314人)の業種は……

農 業	4194 ^人	(4760)
卸売業・小売業	485	(440)
製 造 業	454	(387)
サービス業	415	(319)
建 設 業	312	(208)
運輸・通信業	254	(105)
公 務	122	(95)
漁業・水産養殖業	36	(31)
金融・保険業	20	(12)
電気・ガス・水道・熱供給業	7	(5)
鉱 業	2	(0)
不動産業	2	(1)
林業狩猟業	1	(2)
分類不能の産業	10	(0)

()は45年国調



地下水採取にも届出

許可が必要

水施設
揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積（二以上あるときは合計）が、つぎの基準断面積を越える場合に該当します。

(1)農作物のかんがい用の地下水を採取する場合 一
二五^{cm²}（口径一二六^{mm}）
二五^{cm²}（口径一二六^{mm}）
(2)その他 五〇^{cm²}（口径七
九^{mm}）

③従来から採取している場合
六月一日現在で地下水を採取している人は、七月三十日までに知事に届出をしてください。

④新たに地下水を採取する場
合
六月一日以降、新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受けることになります。

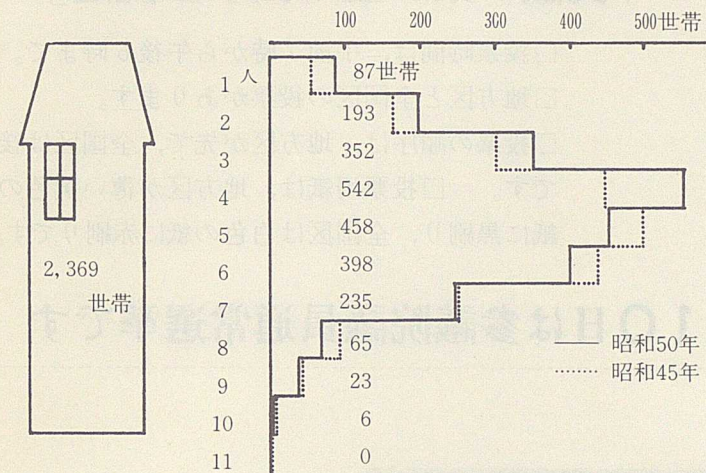
⑤許可申請書等の提出先
県企画部水資源対策課（水戸一四四〇七八）
申請前に協議してください。

のほかしごと」が減少して、「主にしごと」が増加しました。主婦が、職場に進出したことをあらわしていると思います。当然、老令化社会の進行とともに、お年寄りである非労働力が増えています。

仕事の業種も、この五年間にだいぶ変化してきています。農業の就業者が著しく減少をしており、その他の業種は増加しています。第一次産業から第二次・第三次産業への移動が行なわれ、中でも、運輸通信業、建設業、サービス業の増加が目立っています。

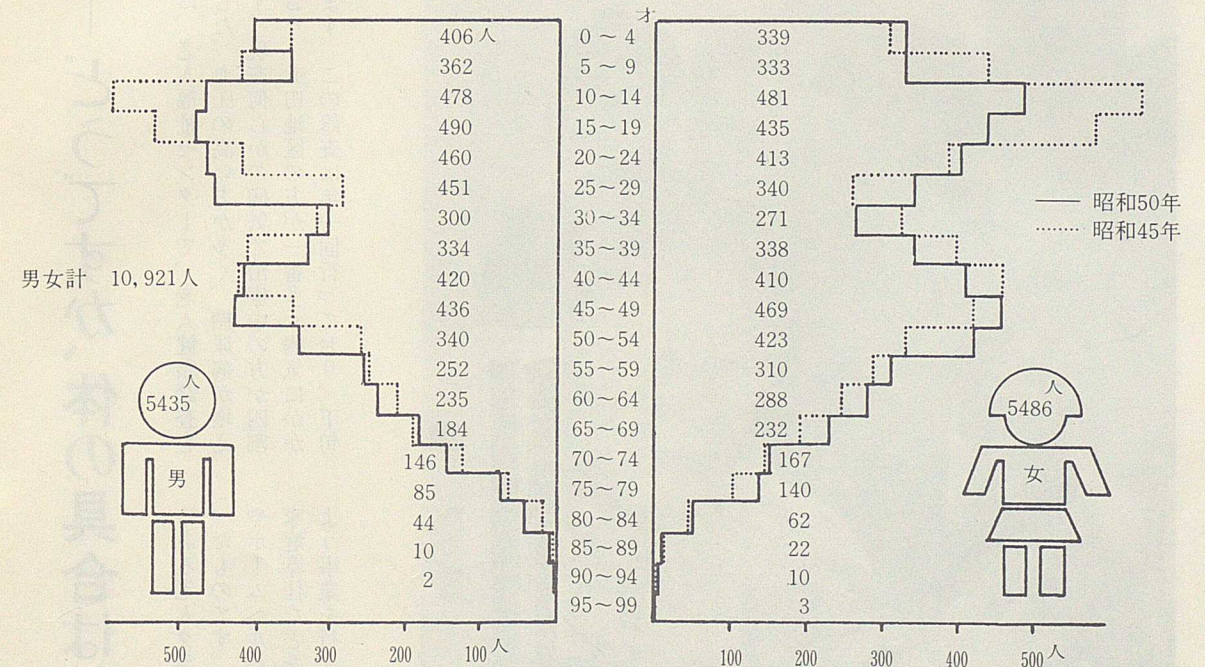
世 帯

世帯人員別世帯数



人 口

年 令 ・ 男 女 別 人 口



昭和五十年に実施しました国勢調査がまとまりました。概要についてお知らせします。

昭和三十年から減少の一途をたどっていた人口は、四十五年から五十年までの五年間に、二十八人の減少にとどまり落ちつきを見せています。今後は、横ばい状態がずっと続くと考えられます。

人口構成は、男女はほぼ同数です。四十五才以上の年齢が増加しており、老令化の方向にむかっています。若年層で、五十九才の減少が著しくなっています。出生は、若干ですが増加しています。二十歳以上二十九才のところが増加しています。これは、労働力が村内にとどまったことや、転入などがあつたものと思われる。

世帯数は、百八世帯増えました。五人以上の世帯が減少しているのとは対称的に、四人以上の世帯が増加していることが目立ちます。核家族化が進んでいる結果でしょう。

十五才以上の労働力は、総数においては、五年前とほぼ同数を保っています。「家事

第三 目標を達成するための施策と方向

シリーズ：北浦村の未来を追って



荒れはてた住宅建設予定地

基礎的条件を整えるための
施策の方向

(1) 土地利用計画

(現況と問題点)

村の総面積は五八四九ヘクタールで、農地四五・六％、山林原野二四・四％、宅地三・六％、その他二六・四％となっている。
土地利用の状況は、農業が主体で、農業振興地域に九九・一％が指定されている。その

生活環境を保持するためにも
土地利用計画は重要な問題である。

(施策の方向)

国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律など一応土地利用計画の体制は整っているが、今後は市街化区域の計画事業等も促進し、農用地等の基盤整備事業との併存を調整しつつ、目的に応じた整備を行います。さらには自然保護地域等を定めて、開発に対する指導をさらに強化し、土地の乱開発を防止し、合理的、効率的な利用をはかる。

土地は限られた資源である。長期的視野に立ち、村民福祉へ通じる施策を樹立するものでなければならぬ。

また、教育、福祉施設に必要な公共用地の確保につとめ優良農地の保護と自然環境の保全、土地基盤整備事業の促進等、目的目的にそった秩序ある開発を図り、広域圏計画国、県等の計画、並びに隣接町村計画との調和を保ちつつ健康で文化的な発展をはかる。

(2) 交通体系の整備

(現況と問題点)
村道は、日常生活と一体となつて利用される機能を持つており、生活基盤の中で最も重要なものの一つである。

本村の村道は、一六九本五八〇キロメートルにおよび西に走れば京都に達し、北に進めば盛岡に至る距離である。幹線道路となる巾員四・五メートル以上の道路は六六キロメートル(一一％)にすぎない。幹線道路および通学道路については、ほぼ完了の段階にあるが、集落内の生活関連道路および農耕道はほとんどが未改良、未舗装である。巾員もせまく、屈曲個所多く自動車交通に適さない。

今後さらに整備していく方針だが、道路整備上最大の難関は、拡巾用地の問題と事業費がかさむことであり、村民のなお一層の協力が要請される。

(施策の方向)

近年の社会経済情勢の変動と発展はめざましく、特に自動車普及は本村も目をみはるばかりである。生活圏・経済圏は拡大される一方であるが、道路等公共公益施設、

生活基盤の整備は立ちおくれ情勢の変化に追従できない状態である。

しかし、村の産業発展と、住民の文化的生活を営むために必要不可欠のことでない条件とも言える。村道の整備を計画的に進めるため、県道水戸鉾田佐原線の山田、繁昌市街地区の改良を始め、島並鉾田線の改良等を早期実現するため関係庁へ要請する。隣接町村への接続道路の整備を図る。市街区域内の街路整備を進める。農道については土地改良事業等による整備を中心に進める。

(3) 水資源の確保

(現況と問題点)

水は、人口増加、生活様式の変化及び共同用水の移行により、ますます需要が増大する。

現在、生活用水は地下水に依存し、農業用水は北浦からの揚水、河川からの取水、地下水利用等多様化している。工業給水は、各工場とも地下水を利用している。

今後、住宅密集地区を中心に需要は益々拡大されるが、

地下水は有限である。無制限な汲み揚げは地下水の枯渇による生活用水の困窮に連なり地盤沈下等への災害が生じる恐れがある。また利用すべき水は、下水処理が未整備のため年々悪化している。
将来を予測するとき、水需用の増大と地下水利用の抑制に対応して、早急に新たな水資源の対策が望まれる。

(施策の方向)

市街化区域を中心とした水需用と併せ、水利用目的別の需要度を予測し、需要に対応する用水量を確保し、水質の保全を図る。また、地域内の水資源を利用するために用途別の配分を図る。
○地下水解析調査と水質検査を実施し、用途目的別に合理的配分を図る。○生活用水は、当面は地下水を利用することとし、将来は上水道、下水道事業を開発すべきである。
○農業、工業用水は、原則的には北浦に水源を求めることとし、取水権の確保を図る。

(4) 防災計画

(現況と問題点)

二河川が北浦に注いでいるが、河川改修や護岸堤など未改良であり、壊滅的ではないが常習的水害をうけている。また、急傾斜地などが住宅宅等が台風など集中豪雨をうける被害も予想される箇所も多い。

火災は、建物の都市化、構造の変化により、災害発生の場合の損害額は極めて多くなる。火災の被害額は極めて多くなる。火災の被害額は極めて多くなる。

住民を災害から守る消防組織は、団長以下四六五名、消防ポンプ自動車三台、小型動力ポンプ十台で編成され、現時点における配備は充足されている。

さらに、鹿行広域市町村圏として広域消防署が設置され活動を開始したので、住民から期待と信頼を集めている。

(施策の方向)

日常生活の様式が急速に変化し、火気取扱いの危険が増大している。これに対応するため、防火、防災思想の普及徹底を図るとともに、市街化区域へ消火栓、防火水槽を充足し、北浦湖水際へ自動車乗り入れ道(消火道)の整備などを図り、広域消防や自治消

臨時会



防の機能が十分発揮できるよう強化充実につとめる。

■議案第28号

北浦村立新城小学校プール建設工事請負契約の締結について

新城小のプール建設工事の請負契約が議決されました。契約金額 二千四百五十万円 契約相手 東京都中央区 三井三池製作所エンジニアリング株式会社

■議案第24号(以下継続議案)

北浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
老人福祉センター運営委員の日額報酬の額を決めたものです。会長五千五百円、委員四千三百円になりました。

■議案第25号

昭和五十二年北浦村老人福祉センター特別会計予算について

老人福祉センター問題については、特別委員会で審議され、その意見を十分に反映できるように内容にするため、今回この議案第25号は撤回をし、今後、新たに提出することになりました。

特別委員会の意見は、一般会計からの持出額は公債費と所長の人件費を限度とし、運営に最善の努力を払い、長期的に独立採算制を確立すべきである。というものです。

なお当面は、特別会計の暫定予算(予算額千四百六十六万七千円)で運営しています。

■議案第26号

北浦村職員定数条例の一部を改正する条例について

老人福祉センター・休養ホームの職員をこれまでのまま置くことは、人件費の増大により、経営の健全化を図るうえから問題になるという議会からの意見が出され、二名減員の七名の修正案で議決がされました。

(第六回臨時会五月三十一日)

これは、老人福祉センター特別対策委員会の審議結果で、委員長(横瀬三郎議員)が臨時会で報告した内容です。

報告いたします。

当委員会は、去る3月28日の本会議の議決により、10名の委員をもって設置され、議会の命の下に、付託事件につき、継続審査をしてまいりましたが、今回、その審査を終了いたしましたので、報告をいたすものであります。

まず、付託事件として本委員会に審査を命ぜられた事件は、議案第22号北浦村老人福祉事業特別会計条例について、議案第23号北浦村老人福祉センター休養ホーム「北浦荘」利用条例について、それにただいま議題となっており、議案第24号ないし議案第26号であります。

以上五件のうち、議案第22号及び議案第23号については、先の本会議において、村長において専決処分を行いその旨

の報告があり承認されたので、当委員会では審査不要と認め、前述の二件（議案第22号及び23号）は、審査をいたしておりません。

以上の経過により、当委員会では、議案第24号、議案第25号、及び議案第26号について慎重に審査をいたし結論を得たのであります。

以下、簡単にその経過等につき説明いたします。

まず、議案第24号北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本件は、老人センター運営委員の月額報酬の額の決定であります。

議案によると、会長五千五百円、委員四千三百円となつていまして、その額の基準は国民健康保険運営委員の月額報酬に合わせたということであり、委員の間からは、この額は経営の容易でない施設であり、その経費を特別会計によりねん出する点を考え、また議会議員等村の他の非常勤の役職者が兼務する場合を考えると、少し高過ぎるのではないか、という意見が出さ

れたのであります。この運営委員には、広く有識者をまねき、貴重な意見を聞き、今後の運営につき審議する重大な役目をもつものであり、現在の経済情勢を考慮すれば、この額は妥当なものであり、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第25号昭和五十二年度北浦村老人福祉センター特別会計予算についてであります。本件は、老人福祉センターの村移管に伴う、今後の運営の方向を決めることに重大な案件であります。

本件審議に当り、当委員会では、まず老人センター運営の基本的なあり方につき、さまざまな角度から検討したのであります。その結果、当委員会としては、まず老人福祉センター運営につきその持出し額についてであり、その限度額は、一般会計からいくらの持出しが限度であるかという点であります。この点については、まず老人福祉センターの「福祉」という性格、さらには、休養ホームの「福祉」ではあるが、全国の老人を対象とする独立採算で運営さ

れなければならない施設」という、二つの面について、議論が集中したのであります。

この点については、基本的には、「村内の老人に対する老人福祉の分についてだけ」の持出しが妥当であり、これを限度額の目標とすべきであるという意見が、大勢を占めたわけであり、しかし、当面本施設が、一部事務組合の解散、財産処分という形で村に移管され、村が財産を取得した点を考慮すれば、当面は、一般会計からの持出し額は、起債の元利償還金と所長の人件費合わせて昭和五十二年

度概算約八百二十九万円程度が限度額ではないか、そして、運営に最善の努力を払い長期的に独立採算制を確立すべきであるということであり、以上の基本的な方針を実現するための具体策として、(1)会計方式は、企業会計方式によるべきである。(2)施設主管課の独立を図るべきである。(3)休けい利用料は廃止すべきである。以上の通りの提案をまとめたものであります。

以上の運営の基本目標に照らし、議案第25号について審

議したのであります。当委員会の運営目標である持出し額についても、予算内容とは相違しており、今後の独立採算への配慮も見られないといふことから議案第25号は否決すべきものと決定いたしました。本件について村長より議案の撤回がありました。

議案第26号については、老人センターの村移管に伴う転

員の定数についてですが、議案では、一部事務組合における職員をすべて北浦村職員定数としてそのまま受け入れる内容でありましたが、この職員の人件費が、今後の施設運営の大きなポイントであることから、その職員についても村の他の機関施設への配置換えなどに努力し、必要最少限の定数にとどめ、できるだけ臨時職員により運営を図るべきであるということから、配置換えの可能な数及び退職者の数に達し、別紙内容の修正案が全会一致をもって可決されたのであります。

人口の動き

住民基本台帳調 (5月)

人 口	11,276
男	5,615
女	5,661
世帯数	2,531
転 入	24
転 出	22
出 生	7
死 亡	11



新採
木村 茂 住民課
(六月一日)

人事異動

ヒメトビウンカに 注意イネ縞葉枯病

今年は、ヒメトビウンカの産卵数が平年よりも極めて多いことから、イネ縞葉枯病の多発生が予想されます。

特に鹿行、県南、県西地域に発生が予想されますので、六月末に防除を行ってください。